

30 文科政第 104 号
平成 31 年 2 月 22 日

総合科学技術・イノベーション会議
議長 安倍 晋三 殿

文部科学大臣 柴山 昌彦



国立研究開発法人物質・材料研究機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

標記について、別添のとおり変更することとしたいので、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進による特別措置法（平成 28 年法律第 43 号）第 5 条第 2 項において準用する独立行政法人通則法第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、総合科学技術・イノベーション会議の意見を求める。